

保護者各位

日本大学豊山高等学校・中学校長

松井 靖

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

本校では在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツセンター（以下「JSC」といいます）と災害共済給付契約を結んでいます。JSCの災害共済給付は学校管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

記

1. 給付対象となる学校管理下の範囲

学校の教育活動中(授業・修学旅行などの校外活動・部活動など)、休み時間中、通学中。

(但し、医療保険の対象とならないもの、第3者の加害行為（交通事故など）、本人の重大な過失は給付の対象外となることがあります)

2. 給付対象・給付額

災害	災害の範囲	給付金額
けがや病気の場合	治療開始から治癒までの医療費総額が <u>500点（5千円）以上</u> (例) 3割負担の場合、窓口支払いが1,500円以上	医療費 (1) 医療費分として医療費総額の3／10 (保険を使い窓口で支払う額) (2) 療養雑費分として医療費総額の1／10 (3) 計(1)+(2)=医療費総額の4／10が支給 ※接骨院は給付金額がやや少なくなります
障害が残った場合	障害の程度により1級～14級に区分されます。	障害見舞金 3,770万円（1級）～82万円（14級） ※通学中はその半額
死亡の場合	事故や病気	2,800万円 ※通学中は半額
	突然死	心臓疾患などの場合 1,400万円
		ただし、体育や部活動でのマラソンなどの激しい運動中など 2,800万円

3. 給付の時効と給付期間

災害共済給付を受ける権利は、給付事由が発生した日(医療機関を受診した日)から2年間です。初回の給付を受けていても、2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となりますので、ご注意ください。最長10年間にわたって給付を受けることができますので、高校卒業後も請求することが可能です。

4. センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター)への給付金請求と支払いまでの手順

- ①学校管理下での傷病発生（本人から担当者へ報告）
↓
- ②医療機関受診
↓
- ③保健室へ「災害共済給付」申請を希望する旨を伝えてください。必要書類をお渡します。
↓
- ④必要書類に医療機関、接骨院、調剤薬局または家庭などで記入。
↓
- ⑤保健室へ書類を提出してください。
↓
- ⑥保健室で必要書類を作成し、⑤で受け取った書類と共にセンターへ送付します。
↓
- ⑦センターにて審議され、承認された災害に対しては給付金が支給されます。
↓
- ⑧給付金は、センターから学校に振り込まれ、学校から学費引き落としの三井住友銀行口座に振り込まれます。

- ※ センターでの審議の手続き、給付金支払いの手続きのため、書類提出から給付金受け取りまで3～4ヶ月ほど要します。
- ※ **傷病発生時ただちに担当者（担任・顧問）に報告のあった傷病が対象**となります。後日の報告の場合、詳細が確認できないと対象にならない場合もあります。

5. 公費負担医療制度について（中学生対象）

- ・公費負担医療制度（子ども医療助成等）を使用して医療費が無料の場合でも給付請求できます。お見舞い金として医療費総額の1/10が支給されます。
 - ・公費負担医療制度を利用した場合は、その種類と自己負担額の明記をお願いいたします。
- ※ ご不明な点などありましたら、保健室までご連絡ください。

以上